

松田修先生
より
直接伝授!

経理担当者が実務で迷わない 本当に必要な税務知識のポイント

経理担当者が日々直面する税務処理について、丁寧にわかりやすく解説します。

- ・固定資産と消耗品 その分岐点は?
- ・知らないといけない「交際費」の恐ろしさ
- ・従業員に対する「昼食代」と「残業食事代」の取り扱いは
- ・「印紙税」迷いやすいケースQ&A・・・ほか

◆開催要領◆

<日 時> 2016年 3月 1日(火) 10:00~17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

松田会計事務所 所長 税理士

松田 修 氏

[松田修氏ご略歴] 昭和61年税理士試験合格。税理士。松田会計事務所 所長。学校法人村田簿記学校講師(法人税法、簿記論担当)を経て、社会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)入所。数多くの企業の会計・税務業務や経営相談などを経験。平成5年に独立し、「税理士 松田会計事務所」を設立。簿記・税務の専門学校「麻布ブレインズ・スクール」代表を務めるほか各種実務セミナー講師としても活躍中で、豊富な経験に基づいた分かりやすい解説が受講者から絶大な支持を受けている。主な著書として「Q&Aで基礎からわかる固定資産をめぐる会計・税務」「Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金」「Q&A経理担当者のための税務知識のポイント」(清文社)「セミナー当日、こちらの書籍をテキストとして配付します」など多数。



◆ご参加頂きたい方◆

経理・財務部門に新たに配属され、税務の基本やその実務対応について学びたい方

● 受講料 ● 1名(税込み、昼食・テキスト代含む)

正会員	37,800円(本体価格 35,000円)
一般	41,040円(本体価格 38,000円)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局 宛

申込書 FAX: 03-5215-0951

151803-0606	2016.03.01	本当に必要な税務知識のポイント	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからお申し込みいただけます。後日、(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください。([公開セミナー] → [よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

*最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

● プログラム ●

3月 1日
(火)

10:00
(スタート)

12:30

昼食タイム

13:30

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00
(終了)

I 法人税

1. 法人税の概要を理解する

(1) 法人税の申告と納付を理解する (2) 税率を理解し、法人税額を計算してみる

2. 法人税処理 実務のポイントは

(1) 固定資産と消耗品 その分岐点は？

少額減価償却資産、一括償却資産とその取扱いを理解する

(2) 知らないといけない「交際費」の恐ろしさ

・福利厚生費との区分 ・広告宣伝費との区分 ・会議費との区分

(3) 寄付金と使途秘匿金は似て非なるもの

(4) 貸倒損失で損金算入できる3つの事由とは

(5) 給与・賞与・退職金の税務上の取り扱いを理解する

(6) 在庫計上を省略できる棚卸資産とは？

(7) 短期前払費用の取扱いは

II 消費税について

1. 消費税の概要を理解する

(1) 消費税が課税される取引、課税されない取引

(2) 消費税の税率は本当に8%なのか

(3) 消費税額計算の仕組みを理解する

2. 課税・非課税・不課税・免税の違いをしっかりと理解する

3. 「免税事業者」「簡易課税」を理解する

4. 消費税の経理処理「税抜経理」と「税込経理」を理解する

5. 仕入税額控除を理解する

(1) 科目ごとに仕入税抜控除の可否を整理

(2) かなり厳しい帳簿記帳義務

6. 消費税の経理実務におけるポイント

III 所得税について（現物課税を中心として）

1. 所得税（現物課税）の経理実務におけるポイント

(1) 永年勤続者に支給する表彰記念品の取り扱いについて

(2) 役員、従業員に対する「昼食代」と「残業食事代」の取扱いは

(3) 役員、従業員に対する「通勤手当」の取扱いは

(4) 役員、従業員に対する「社員旅行」の取扱いは

IV 「印紙税」迷いやすいケースQ&A

1. 印紙を貼らないと契約は無効か？

2. 仮契約書や覚え書きにも印紙は必要か？

3. クレジット払いにも印紙は必要か など

V 平成27年度・28年度 税制改正のポイント

※当日、電卓・蛍光ペンをお持ちください。

講師 松田会計事務所 所長 税理士

松田 修 氏